

こむことによって、社会の“悪風”から子女を守り、しかも高卒資格を与えて早く結婚して、女子工員の高年令化を防ぐことを狙っているのである。

(4)

現在、中央教育審議会でも、通信制教育の取扱いについては一つの重要な審議の焦点になっていると思われる。一部には全・定とは別個な制度にすべきだという意見もあるが、高校卒資格という魅力をはずすことは企業の団体入学にとって著しいマイナスである（それは訓練生を

して定時制高校への目を向けさせることになるから）。日経連のいう技能高校の構想と歩調をあわせて、現状を是認、合理化して高校類型化の最下層コースとしてとどめられるのではないか。

はじめにも述べたように通信制教育が

「勤労青少年に教育の機会を与える」という大義名分のもとに、実は定時制通学者が可能者に定時制通学を阻む役割を果してゐる実態を明らかにし、年少労働者の労働時間短縮と、地域の状況に適合した公立立定時制（例えば三部制など）を準備することによって、通信制から定時制へ

大幅な転換を可能ならしめることが教組の運動としてとりくまれなければならぬ時期にきていくと思われる。

（東京大学）

注

- (1) 日本科学技術振興財團『テレビ通信制工業高等学校概要』
- (2) 富山県立雄峰高等学校通信制『昭和四〇年度学校要覧』
- (3) 全国工業高等学校長協会『新教育課程に関する統計資料』（一九六三年）
- (4) 大阪織維工業高等学校通信制課程『高校教育のしおり』（一九六五年）



■ 佐々木 享

職業訓練の最近の動向

育評論』六二年五月号、拙稿「青年と職業技術教育」。同時に職業訓練法によつて、職業安定法を根拠とする公共職業補導所などのしどとも技能労働力育成策のなかに組み込まれることになつた。ま

た、職業訓練法は、戦後はじめて国家技能検定を行なう方針を明らかにし、法制化に位置づけられることになつた（『教

育評論』六二年五月号、拙稿「青年と職業技術教育」。同時に職業訓練法によつて、職業安定法を根拠とする公共職業補導所などのしどとも技能労働力育成策のなかに組み込まれることになつた。また、職業訓練法は、戦後はじめて国家技能�定を行なう方針を明らかにし、法制化に位置づけられることになつた（『教

育評論』六二年五月号、拙稿「青年と職業技術教育」。同時に職業訓練法によつて、職業安定法を根拠とする公共職業補導所などのしどとも技能労働力育成策のなかに組み込まれることになつた。また、職業訓練法は、戦後はじめて国家技能検定を行なう方針を明らかにし、法制化に位置づけられることになつた（『教

するといふ学校教育法の一部改正案（いわゆる「連携法」）を国会に提出した。当時、企業内で職業訓練を受ける訓練生が定時制高校に通学する例が多く見られた。資本家側は、これは「二重通学」であつて身体にもよくないし、訓練の内容が高度になつてくれれば同じことを二度学ぶといふのは負担を多くするばかりで不合理であるといふことを強調して「連携法」の制定を推進したのであつた。一見もつともと思われるこの発想は、じつは、二重負担をもいとわずして、企業の枠から解放されている場所で自由に学びたいといふ青年の心情と要求をまったく無視したもので、企業側が「連携」を主張する本来のねらいは、定時制への通学自体を資本の枠のなかにとどめること、あわよくば定時制での学習をも自己の監督のもとにおくことをねらつたものであった。

「連携法」は、日教組の強力を反対にあつて、かつ、六〇年の新安保条約反対闘争や政暴法反対闘争のあおりで、しばしば「廃案」「継続審議」となり、提出以来六度目の国会（六一年一〇月）にやつと成立した。

「連携法」は、日教組の強力を反対にあつて、かつ、六〇年の新安保条約反対闘争や政暴法反対闘争のあおりで、しばしば「廃案」「継続審議」となり、提出以来六度目の国会（六一年一〇月）にやつと成立した。

れに対し日経連は、(1)旧態依然たる定期との連携は効果が期待できない、(2)学校側が企業内訓練に発言できるといふは筋ちがいである、(3)連携の総単位数のわくは拡大すべきであり、とくに工業英語、社会科、保健体育は連携科目に入れるべきだ、という趣旨の不満を表明した

(『日経連タイムス』六一年一二月二一日付)。日経連の不満を裏づけるように、以前から試験的に実施してきた日本钢管、鶴見製鉄所と市立鶴見工高(全日制別科)、芝浦機械製作所と県立沼津工業高校(定時制)との連携は、その後解消された。六五年三月現在で、連携を実施しているのは全国でも数校にすぎない。

連携教育が遅々として拡大しないのにくらべて、企業内からの通信教育への集団入学はむしろ拡大の傾向にある(別稿参照)。

一方で日経連は、六五年二月に政府へ提出した「後期中等教育改革への要望」のなかで、企業内の職業訓練施設を技能高等学校とも称すべき正規の高校として認めること、紡績・弱電企業等の女子の企業内教育施設を家政・高等学校として認めることを要求している。

このようにみてくると、企業内職業訓練に関連して出されてくる教育への資本の要求は、一九五八年と新安保体制の一九六〇年代では質的にちがっている、といえるようと思う。つまり、今日では、連携しようといふようなナマヌルイもの

でなく、企業内教育それ自体を高校と認めよ、そろそろ、労務管理と学習管理(?)が統一的に行なわれ、学習の権利も保証(?)されるといふわけである。

2

池田内閣のいわゆる「高度経済成長」政策の一環として「職業訓練長期計画」が立てられていたが(『職業訓練』三五年六月号)、これは、六〇年末の「国民所得倍増計画」のなかにそつくり吸収された。この計画によれば、昭和四五年までの一〇年間に、職業訓練によって充足すべき熟練工は、事業内訓練・公共(専門)訓練によって六一万名、公共(基礎)による半熟練工九四万名とされていた。

六〇年以降の公共職業訓練の実施状況は第1表に示すとおりである。一般職業訓練所ではおもに基礎(短期)訓練が行なわれおり、総合職業訓練所の訓練が専門(二年くらいの)訓練に切り換えられつつある。(表のほかに、中央職業訓練所=四〇年度より職業訓練大学校で行なっているものが若干ある)

身体障害者に更生の道を開くための職業訓練がまったくかえりみられていないのは、じつに驚くほどであって、このことから、資本がさあたって要求している訓練だけが拡大していることを読みとることができる。

同じ時期の認定(事業内)職業訓練の実施状況は第2表のとおりである。実施事業所数に若干の消長のあるのは中小企業の共同職業訓練によるもので、おもに大企業の手で実施される単独訓練は一貫して拡大している。

六〇年以降の公共職業訓練の実施状況は第1表に示すとおりである。一般職業訓練所ではおもに基礎(短期)訓練が行なわれおり、総合職業訓練所の訓練が専門(二年くらいの)訓練に切り換えられつつある。(表のほかに、中央職業訓練所=四〇年度より職業訓練大学校で行なっているものが若干ある)

六〇年以降の公共職業訓練の実施状況は第1表に示すとおりである。一般職業訓練所ではおもに基礎(短期)訓練が行なわれおり、総合職業訓練所の訓練が専門(二年くらいの)訓練に切り換えられつつある。(表のほかに、中央職業訓練所=四〇年度より職業訓練大学校で行なっているものが若干ある)

六〇年以降の公共職業訓練の実施状況は第1表に示すとおりである。一般職業訓練所ではおもに基礎(短期)訓練が行なわれおり、総合職業訓練所の訓練が専門(二年くらいの)訓練に切り換えられつつある。(表のほかに、中央職業訓練所=四〇年度より職業訓練大学校で行なっているものが若干ある)

第1表 年度別公共職業訓練実施状況(各年度延人員)

年 度	一般職業訓練所	身体障害者職業訓練所	総合職業訓練所
35	41,300	1,180	13,160
36	41,300	1,180	17,065
37	41,700	1,180	17,255
38	45,930	1,180	19,760
39	66,285	1,180	26,440
40	67,305	1,280	26,680

経済企画庁総合計画局「職業訓練実施状況」(40.9.21)より作成

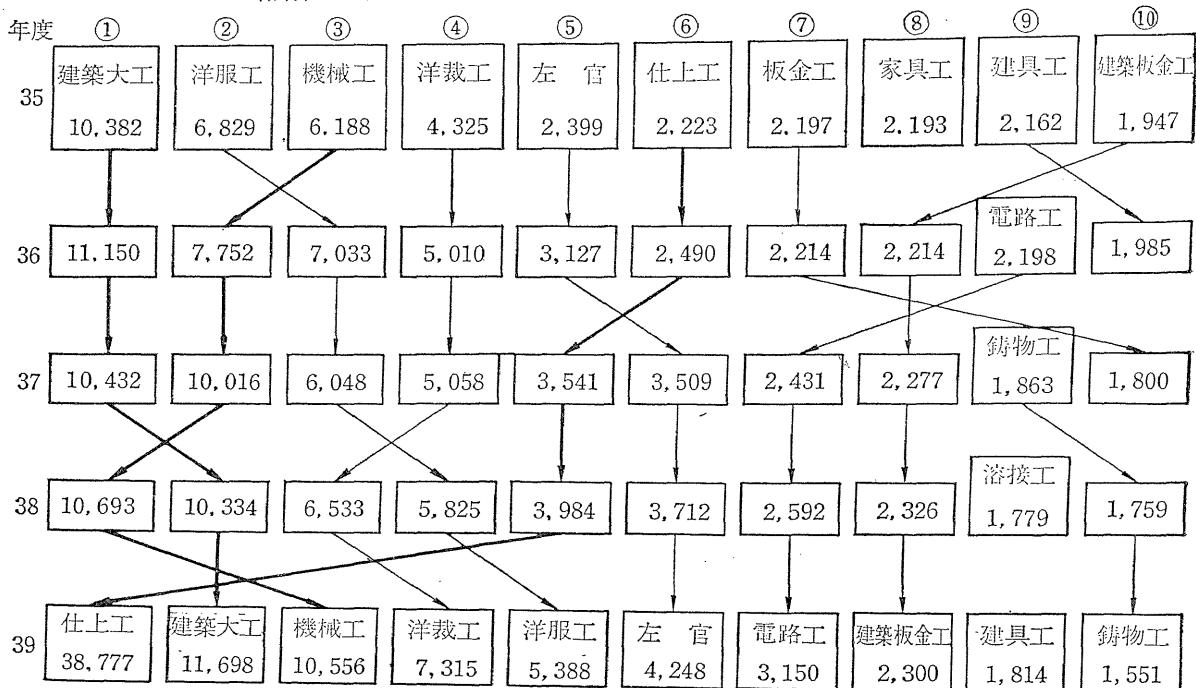
第2表 年度別認定職業訓練実施状況

年 度	事業所数(うち単独)	訓練生数(うち単独)
35	34,833(320)	62,141(19,445)
36	31,930(335)	68,209(23,134)
37	32,299(378)	72,764(29,031)
38	38,769(404)	76,421(31,259)
39	32,074(461)	79,858(32,413)

資料出所は第1表と同じ

このようにみてくると、企業内職業訓練の実施状況は、一九五八年と新安保体制の一九六〇年代では質的にちがっている、といえるようと思う。つまり、今日では、連携しようといふようなナマヌルイもの

第3表 主要職種別認定職業訓練実施状況
(訓練生の多いもの上位10職種)



資料出所は第1表に同じ。

第4表 職種別技能労働力不足率と技能労働力の増加率(%)

職種	35年	39年	技能労働者の増加率
鋳物工	14.7	21.9	45.8
機械工	19.1	24.7	47.0
板金工	19.9	28.2	38.6
製缶工	13.2	29.1	22.9
プレス工	23.0	30.8	70.9
溶接工	11.5	27.3	56.7
配管工	11.4	27.0	84.1
ラジオテレビ工	27.0	30.3	40.2
電子機器組工員	(24.6)	25.6	232.4
化分析工	(11.3)	12.3	30.0
合成樹脂工	(18.3)	23.8	52.3
自動車整備工	14.3	25.8	51.5
左官工	21.0	42.8	13.2
大工	16.7	47.5	19.9
機械工	9.7	16.3	6.8
材工	8.2	12.7	129.9
製図工	~16.7	25.9	37.1
塗装工	6.1	10.0	36.4
機械運転工			

不足率=今後6ヶ月間に充足を必要とする現在従業員数×100
調査時現在における現場従業員数

1)労働省『昭和39年、労働経済の分析』(1965年)P.136による

2)技能労働者数の増減は35年～39年の現場従業員数の増減率

3)()内は36年

第5表 主要職種別技能検定合格者数(39年度まで)

職種	(順位) 1級	(順位) 2級
建築大工	(1) 15,421	(1) 14,113
左官工	(2) 9,307	(2) 10,009
機械工	(3) 6,649	(3) 8,734
仕上工	(4) 4,914	(4) 6,868
板金工	(5) 4,325	(6) 6,036
配管工	(6) 3,258	(5) 6,559
建築塗装工	(7) 2,874	(9) 3,004
道具工	(8) 2,483	(7) 5,162
とび工	(9) 1,952	(17) 886
洋服工	(10) 1,914	(14) 1,149

「技能検定」は、職業訓練法が制定されたときの、職業訓練政策の重要な柱の一つとなっていた。この技能検定の三九年度までの実績累計は、一級について受験者三万二千四名、合格者六万三十六名、二級について受験者一七万七二名、合格者八万二六名である。たつたこれだけの数では、「技能士」(技能検定合格者の得る資格)が職種別横断賃金への圧力になる、などと考えることは全くのナンセンスである。このことは、職種別の合格者を見れば、いつそう明らかである。

かである。検定実施職種もわずかに三五種に過ぎない。それのみでなく、労働省は、技能検定のうち実技試験は予算を食うからといふ

理由で廃止してしまい、六四年からは、国際技能オリンピック（正確には国際職業訓練競技大会）の国内予選への参加をもつて実技試験に代えることにしてしまった。さらに、労働省は、実技試験の実施を各都道府県の経営者団体へ依託することすら考えてる。

こうしてみてみると、最近の職業訓練政策の貧困さはおおうべくもないといわ

なければならない。ところが政府の人的能力主義政策では、この職業訓練を学校教育に近づけようというのである。現に神奈川県では、六三年から、公共職業訓練所に定時制高校を結合した新種の技術高校なるものを発足させている。このような高校は、このたびの後期中等教育改革では大いに予想されるところと考えてよいのではないだろうか。

なればならない。そこで、雇用審議会が雇用政策について答申すると伝えられている。そのなかで予想される不況局面、今の人口構成における中高年令層の増加、等の条件に対応して、職業訓練政策も、もう一つ新たな段階に入ると考えられているようである。

（専修大学）

■幡野憲正 定時制高校の実態を訴える



近く答申が予定されている中教審第二〇特別委員会の報告は、後期中等教育の拡充を名目としながら、その制度、内容を多様化させ、階層分化させようとするものとみられている。そして働く青年の教育を、どう位置づけるかという問題を軸にして、六・三・三制を大きく変革する内容になるだろうと予想されている。

高校進学が国民的要望となり、七〇%をこえる進学率を占めるに至った現在、從来労働力の中心であった中学卒業生は、簡単に得られなくなってきた。

一方、科学技術の発展は、現場における労働者に高度の科学、技術を要請し、中卒より高校を求めるようになってきてる。この両者のバランスをどこでとるかと

いう観点から、今回の答申がなされるであろうとみられている。

それは、低賃金労働力の確保と、一心の科学や技術の習得とを、両立させうる教育形態をとる、独占資本の強い要請が中教審になされているからである。

（註1）

この構想は、働く青年をクッショントしながら、資本の要求を賣ぬこうとするものであり、教育を受ける権利を有する青年期に対する配慮は、全くないといつてよい。

しかし、彼らは、この構想をなまの形ではだそうとしない。一應の民主的な装いをする。すなわち、「高校への進学率も七〇%をこえ、教育の量的普及をみるかぎり、世界にほこりうるものである」として、今後は質的向上をはかるのだと前書きして、「画一的な教育が行なわれ、

また、上級進学を中心の教育が行なわれる教育改革の答申に先だって、首相の諮問機関である雇用審議会が雇用政策について答申すると伝えられている。そのなかで予想される不況局面、今の人口構成における中高年令層の増加、等の条件に対応して、職業訓練政策も、もう一つ新たな段階に入ると考えられているようである。

（専修大学）

また、上級進学を中心の教育が行なわれるため、基礎知識教育は徹底されず、人間形成も軽視されがちである」と現状の高校教育を批判し、いかにも、質を向上させるために力を入れるかのような姿勢をとっている。ところがその内容は、「生徒の能力、適性に応じた教育」「コースの多様化」「技能の適期開発」という主張をしているのだから、質の向上とは異質の、ふるい別け教育、切り捨て以外のなにものでもない。あなたは、能力がないから、高校程度の学習は無理だ、易しいコースを用意したので、そちらを選んでいい、という考えは、青年たちの可能性を無視したものであり、高校教育のエリート化にほかならない。

定時制については、「教育の効率化をはかるため、とくに工業、商業、技能および家庭学科を大幅に増設する」「企業内訓練施設との連携教育を拡大する」としている。この意図は、教育を充実するところなく、効率化をはかる、つまり、切り捨て教育を志向しているものだけに非教育的である。

ところで、定時制教育に対する変革は、第二〇特別委員会の答申を待つまでもなく、ここ、三、四年間に着々として進められてきている。

その一つは、定時制高校の統廃合である。三七年度中には、一一〇校が廃止される。統合さらには全日制への転換で